

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 26日

福井県知事 殿

提出者

住所 〒914-8550 敦賀市東洋町10番24号

氏名 東洋紡株式会社 敦賀事業所
事業所長 戸井田 克也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0770-22-7600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋紡株式会社 敦賀事業所
事業場の所在地	敦賀市東洋町10番24号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

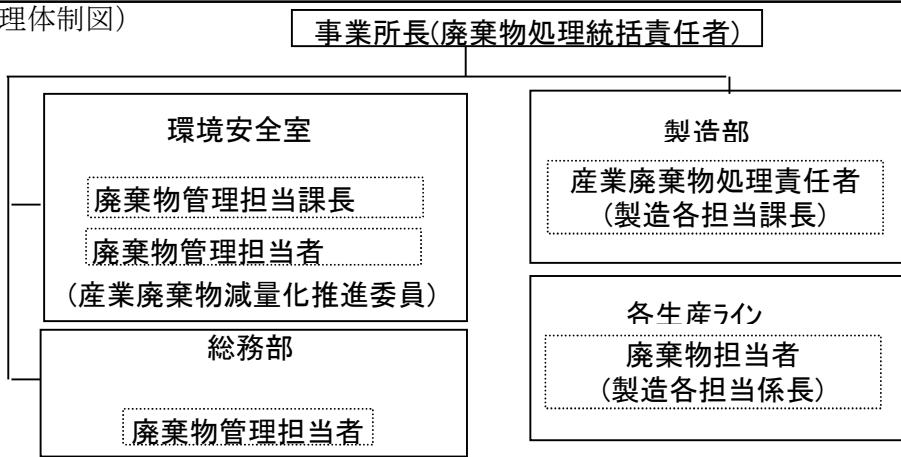
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E11(繊維工業)、E18(プラスチック製品製造業)、E32(その他の製造業)
②事業の規模	¥35,722,870千円/年 (製造品出荷額(前年度実績))
③従業員数	876人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当事業所は「ISO14001」を認証している。このシステムに基づき規定している「産業廃棄物管理運営規定」に従い分別収集を実施し管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引続き現状の方法を踏襲する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（ 令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

別紙①

当該事業場において現に行なっている事業に関する事項
(第1面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程に対応して)

○ばいじん

処理業者(再生)へ委託(再生後はセメント原料として再資源化)

○汚泥

一部は自社で脱水処理→脱水後の汚泥を含めて処理業者(再生)へ委託(再生後はセメント原料として再資源化)

○廃油

処理業者(再生)へ委託(再生後は原料として再資源化)

○廃プラスチック

処理業者(再生)へ委託(再生後は原料として再資源化)

○廃アルカリ

処理業者(再生)へ委託(再生後は原料として再資源化)

○廃酸

処理業者(再生)へ委託(再生後は原料として再資源化)

○木くず

処理業者(再生)へ委託(再生後は原料として再資源化)

○金属くず

処理業者(再生)へ委託(再生後は原料として再資源化)

○ガラス及び陶磁器くず

処理業者(再生)へ委託(再生後は原料として再資源化)

別紙②

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】								
産業廃棄物の種類		ばいじん	汚泥	廃油	廃プラ	廃アル	廃酸	木くず	金属くず	ガラス及び陶磁器くず
①現状	排出量	8,338t	806t	363t	460t	16t	18t	551t	62t	26t
	(これまでに実施した取組) 当事業所は「ISO14001」を認証している。このシステムに基づき省エネ、及び省資源対策を管理し、産業廃棄物の排出の抑制に努めている。									
		【目標】								
産業廃棄物の種類		ばいじん	汚泥	廃油	廃プラ	廃アル	廃酸	木くず	金属くず	ガラス及び陶磁器くず
①計画	排出量	9,000t	800t	400t	700t	30t	10t	600t	100t	30t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みに加え、ばいじん売却先の拡大努力、及び金属廃材の分別収集の強化による売却先の開拓を目標とし、産業廃棄物排出量の低減に努めていく。									

別紙③

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行なった産業廃棄物の量	0t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	97t	
	(これまでに実施した取組)		
脱水処理施設(処理能力1.0m ³ /hr)を有効利用し自己処理に努める。			
①計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行なった産業廃棄物の量	0t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	150t	
	(今後実施する予定の取組)		
現状の方法を踏襲する。			

別紙④

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 令和5年度 ）実績】										
産業廃棄物の種類		ばいじん	汚泥	廃油	廃プラ	廃アル	廃酸	木くず	金属くず	ガラス及び陶磁器くず
①現状	全処理委託量	8,338t	709t	363t	460t	16t	18t	551t	62t	26t
	優良認定処理業者への処理委託量	7,452t	700t	363t	427t	16t	18t	491t	0t	0t
	再生処理業者への処理委託量	8,338t	359t	357t	457t	16t	18t	551t	62t	26t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	350t	5t	2t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) 当事業所の廃熱ボイラー焼却施設を平成23年10月に廃炉とした。これを受けて、優良認定処理業者及び認定熱回収業者への委託量を増やしていく事で、廃棄物の有用利用に努めていく。										
【目標】										
産業廃棄物の種類		ばいじん	汚泥	廃油	廃プラ	廃アル	廃酸	木くず	金属くず	ガラス及び陶磁器くず
①計画	全処理委託量	9,000t	650t	400t	700t	30t	10t	600t	100t	30t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	650t	400t	700t	30t	10t	50t	15t	5t
	再生処理業者への処理委託量	9,000t	550t	360t	670t	30t	10t	550t	100t	30t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	100t	40t	30t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組) 現状の方法を踏襲する。										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。